

会 議 録 目 次

令和7年第3回海田町議会臨時会（第1日目）

令和7年4月4日（金）午前9時00分 開会

仮議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 1 議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2 議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日 程 第 3 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・	6
日 程 第 4 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 5 副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 6 常任委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日 程 第 7 議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日 程 第 8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について.....	8
日 程 第 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について.....	11
日 程 第 10 同意第2号 監査委員の選任の同意について.....	12
日 程 第 11 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）.....	14
日 程 第 12 第30号議案 財産の取得について（教職員用パソコン）.....	16
追加日程第1 発議第2号 まちづくり特別委員会設置に関する決議案につい て.....	18
追加日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議案につい て.....	19
追加日程第3 発議第4号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議 案について.....	20
追加日程第4 発議第5号 広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会 設置に関する決議案について.....	21
追加日程第5 発議第6号 閉会中の継続調査事件について.....	22
（ 閉 会 ）.....	24

令和7年第3回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和7年4月4日(金)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 4月4日(金)午前9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 竹野内 啓 佑
副 町 長 夏 目 啓 一
教 育 長 森 山 真 文
企 画 部 長 脇 本 健 二 郎
総 務 部 長 鶴 岡 靖 三
町 民 生 活 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 木 村 生 栄
教 育 次 長 新 藤 正 敏
財 政 経 営 課 長 倉 本 勇 登
総 務 課 長 中 村 修 介
税 務 課 長 杉 本 幸 穂
学 校 教 育 課 長 立 田 春 美

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 山 え り
次 長 戸 成 正 考
主 任 須 崎 亮

10. 議事日程

仮議席の指定について

- 日 程 第 1 議長の選挙について
- 日 程 第 2 議席の指定について
- 日 程 第 3 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 4 会期の決定について
- 日 程 第 5 副議長の選挙について

- 日 程 第 6 常任委員会委員の選任について
- 日 程 第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程 第 8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について
- 日 程 第 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日 程 第 10 同意第 2 号 監査委員の選任の同意について
- 日 程 第 11 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 追加日程第 1 発議第 2 号 まちづくり特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 3 発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 4 発議第 5 号 広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 5 発議第 6 号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議会事務局長（中山）皆さん、おはようございます。この度は、海田町議会議員一般選挙での御当選おめでとうございます。本臨時会は、一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を負うことになっております。出席議員中、久留島議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。久留島議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（久留島）久しぶりにこの席に座りました。ただいま御紹介にあずかりました久留島でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしく願いいたします。一同、起立。礼。御着席ください。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 7 年第 3 回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しております次第のとおりでございます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可いたしますので、御了承ください。議場内では、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切っていただきますようお願い申し上げます。確認をしてください。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（久留島）日程第1、議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（久留島）ただいまの出席議員数は16名です。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（久留島）投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○臨時議長（久留島）異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。記入の方法は、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島）それでは事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（中山）それでは、1番、後原議員、2番、夏野議員、3番、和田議員、4番、白井議員、5番、石橋議員、6番、西田議員、7番、玉川議員、8番、小田議員、9番、大高下議員、10番、大江議員、11番、宗像議員、12番、桑原議員、13番、岡田議員、15番、多田議員、16番、崎本議員。最後に、久留島臨時議長。

○臨時議長（久留島）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（久留島）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、後原議員、2番、夏野議員を指名いたします。立会人の立会いをお願いします。ただいまより職員に開票させます。

（開票）

○臨時議長（久留島）立会人の方、自席にお戻りください。選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合しています。有効投票数、16票。

無効投票数、なし。有効投票中、桑原議員 13 票、大江議員 1 票、岡田議員 1 票、多田議員 1 票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。よって、桑原議員が議長に当選されました。議場閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長（久留島）ただいま議長に当選されました桑原議員がおられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。桑原議員、登壇して、議長就任の挨拶をいただきたいと思います。

○議長（桑原）桑原でございます。ただいま、皆さんの御推挙により、第 24 代海田町議会議長を務めさせていただくことになりました。身に余る光栄に心より感謝をしたいとともに、改めて責務の大きさを痛感しているところでございます。さて、コロナ禍より続く物価高騰は、日常生活や経済、地域経済を直撃しており、加えて、少子高齢化やデジタル技術の活用による暮らしの変化への対応など、町民の皆様には生活と、海田町の将来を見据えて取り組むべき課題が山積をしております。このような中、私たち議員は、町民の皆様の期待に応え、様々な課題に全議員が力を結集し、しっかりと議論を深めた上で、意思の決定をされる議会となるよう、御協力していただきたいと思います。また、私は議長として、公正で円滑な議会運営を心がけ、誠心誠意、努力をしまっている所存でございます。皆様とともに、海田の発展に寄与することとお約束をし、私の就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（久留島）以上で、議長の選挙を終わります。皆様の御協力、ありがとうございました。桑原議長。議長席にお着き願います。どうぞ。

○議長（桑原）議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。再開は追って通知をいたします。この後、全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室へお集まりいただきたいと思ひます。休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 15 分 休憩

午前 9 時 56 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第 2、議席の指定を行います。各議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定をいたしたいと思ひます。議員各位の氏名と議席番号を事務局に朗読させます。よろしくお

願います。

○議会事務局長（中山）はい、事務局長です。それでは、朗読させていただきます。1番、後原議員、2番、夏野議員、3番、和田議員、4番、白井議員、5番、石橋議員、6番、西田議員、7番、玉川議員、8番、小田議員、9番、大高下議員、10番、大江議員、11番、宗像議員、12番、岡田議員、13番、久留島議員、14番、多田議員、15番、崎本議員、16番、桑原議長でございます。

○議長（桑原）ただいま事務局が朗読しましたとおり議席を指定いたします。なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長より、1番、後原議員、2番、夏野議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法をとりましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票にしたいという声がありますので、選挙は投票により行います。先ほどの全員協議会において、申合せにより今期から副議長の任期は2年ということになります。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（桑原）ただいまの出席議員数は16名でございます。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（桑原）投票用紙配付漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（桑原）はい。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名で投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願いたいと思います。記入のほう、よろしく願いいたします。記入のほう、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それでは事務局、点呼をよろしく願いいたします。

○議会事務局長（中山）それでは、1番、後原議員、2番、夏野議員、3番、和田議員、4番、白井議員、5番、石橋議員、6番、西田議員、7番、玉川議員、8番、小田議員、9番、大高下議員、10番、大江議員、11番、宗像議員、12番、岡田議員、13番、久留島議員、14番、多田議員、15番、崎本議員、最後に桑原議長。

○議長（桑原）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人、3番、和田議員、4番、白井議員を指名いたします。立会人、立会いをお願いいたします。これより、職員に開票させます。

（開票）

○議長（桑原）立会人の方は、自席にお戻りください。ありがとうございます。選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。先ほどの出席議員数に符合しております。投票総数16票、有効投票中小田議員が8票、玉川議員が2票、崎本議員2票、多田議員2票、大江議員1票、岡田議員1票、以上のとおりです。この選挙の法定投票数は4票です。よって、小田議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解除いたします。

（議場閉鎖解除）

○議長（桑原）ただいま副議長に当選されました小田議員がおられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。小田議員。登壇して、副議長就任の挨拶をいただきたいと思います。どうぞ。

○副議長（小田）ただいま副議長の大任を拝しました小田久美子でございます。若輩者の私でございますけれども、議員の皆様とともに、これからも、海田町のために力を尽くしてまいります所存でございます。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（桑原）以上で副議長の選挙を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたしますが、この後、全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室にお集まりいただきたいと思います。休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、日程第6、常任委員会委員の選任についてから日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置については関連がありますので、一括議題といたします。この際、議事の都合上、日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題といたします。議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置をし、これに付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議会広報発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置をし、これに付託することに決定をします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）動議が出ました。石橋議員。

○5番（石橋）日程第6から日程第8の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長と副議長を含む7名の方を選任いただきまして、選考委員会において各委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。なお、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）ただいま、石橋議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出して、また、そこで選出されるよう、また、選考委員の選任については、議長に一任をし、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会については希望をとられたいとの動議が

提出されました。所定の賛成者がいますので、本動議は成立をします。よって、本動議を直ちに議題として採決をいたしたいと思えます。お諮りいたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は正副議長並びに崎本議員、宗像議員、多田議員、久留島議員、岡田議員。以上7名を選考委員に決定いたします。これより、各常任委員会及び議会広報公聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び希望する常任委員会の必ずどちらか一つに丸印を記入してください。また、広報委員会を希望される方は、その欄に丸印を記入してください。では、用紙を配付してください。

(用紙配付)

○議長(桑原) 収入漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 用紙を回収します。

(用紙回収)

○議長(桑原) 選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。再開時間は追って通知をいたします。選考委員の方は委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第6、常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。ただいま選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので御報告をいたします。委員会条例第5条第2項の規定により、総務建設委員会委員に崎本議員、久留島議員、宗像議員、大江議員、大高下議員、玉川議員、白井議員と私、以上8名。文教福祉委員会委員に多田議員、岡田議員、小田議員、西田議員、石橋議員、和田議員、夏野議員、後原議員、以上8名をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり決定をいたします。  
なお、議長は公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、私は委員を辞任させていただきます。

日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員に、崎本議員、多田議員、久留島議員、岡田議員、宗像議員、玉川議員、和田議員、以上7名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定をいたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員は、委員会条例第5条第2項の規定により、宗像議員、石橋議員、白井議員、和田議員、夏野議員、後原議員、以上6名をそれぞれ指名をいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり決定をいたします。

それでは、常任委員会から正副委員長の互選を行っていただきたいと思います。総務建設委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は議員控室で正副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。なお、議会運営委員会については、各常任委員会の互選終了後、議会広報広聴調査特別委員会については議会運営委員会の互選終了後に、全員協議会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま、各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務建設委員会委員長、宗像議員、副委員長、玉川議員。文教福祉委員会委員長、岡田議員、副委員長、石

橋議員と決定いたしました。続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告申し上げます。議会運営委員会委員長に玉川議員、副委員長に多田議員と決定いたしました。続いて、議会広報広聴調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をお知らせいたします。議会広報広聴調査特別委員会委員長に白井議員、副委員長に石橋議員と決定いたしました。以上で、日程第6から日程第8に至る各議案についての審議を終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は、投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法にいたしましょうか。

（「指名推薦」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 指名推選の声がございますので、指名推選の方法により行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。それでは、指名権者はどなたにしましょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） はい。議長一任の声がありますので、私が指名することといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認め、よって、私が指名することに決めます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に久留島議員を指名いたしたいと思います。お諮りいたします。ただいま私が指名いたしました久留島議員を、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認め、よって、久留島議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開は執行部入場後に直ちに行います。

~~~~~〇~~~~~

午後1時02分 休憩

午後1時03分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決定をしております。会議に先立ちまして、先般の議会議員一般選挙によって新たに当選されました後原議員、夏野議員、和田議員、岡田議員が議場におりますので、慣例により御紹介を申し上げたいと思います。まず後原議員、次に夏野議員、続いて和田議員、最後に岡田議員、以上で紹介を終わります。はい、1人ずつ御紹介したいと思いますので、最初に後原議員。

○1番（後原）1番、後原一隆です。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて、夏野議員。

○2番（夏野）夏野光と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて、和田議員。

○3番（和田）和田法子と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）最後に、新人ではありませんが、岡田議員。

○12番（岡田）4年ぶりに帰ってまいりました。岡田良訓です。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で新議員の紹介を終わります。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。令和7年度がスタートをいたしました。この4月1日からですね、新たに夏目副町長を迎え、新規採用職員21名とともにですね、新体制で始動をしたところでございます。この度、3月23日のですね、海田町議会議員選挙で御当選された皆様方にですね、御理解・御協力をいただきながら、我々職員一同ですね、町民の幸せ、そして、町の発展のためにですね、それぞれの立場、役割のもとで、職務に邁進したいと考えている所存でございますので、皆様方ですね、一層の御理解・御協力をいただければというふうに考えてございます。本日の臨時会におきましては、承認と同意、そして財産の取得を各1件、提出しているところでございます。議員の皆様方にはですね、慎重に御審議をいただきまして、是非とも議決をいただきますようよろしくお願いいたします。開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で、町長の発言を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、同意第2号、監査委員の選任の同意についてを議題といたしま

す。地方自治法第 107 条の規定により、除斥に該当すると認められますので、大江議員の退席を求めます。

(大江議員退席)

○議長（桑原）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）同意第 2 号、監査委員の選任の同意について。監査委員でございます大高下光信さんの任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となったことに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、大江康子さんでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第 2 号、監査委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。議会のうちから選出された監査委員の大高下光信さんの任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となったことに伴いまして、新たに大江康子さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会議員のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございます。また、議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の任期によるものでございます。

それでは、大江康子さんの経歴等について御説明いたします。海田町にお住まいで、現在 76 歳でございます。議会での経歴でございますが、平成 21 年に海田町議会議員に初当選され、現在 5 期目でございます。議会常任委員会につきましては、福祉厚生委員会、建設産業委員会の委員を歴任しておられます。また、平成 25 年に総務文教委員会副委員長、平成 27 年に福祉厚生委員会副委員長に就任、平成 29 年には総務文教委員会委員長、令和 3 年に文教福祉委員会委員長、令和 5 年に文教福祉委員会副委員長に就任しておられます。また、平成 29 年から平成 31 年まで、令和 3 年から令和 5 年まで議会運営委員会の委員を歴任しておられます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号について、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、同意第2号について、これを同意することに決定をいたします。議員の除斥を解きます。

(大江議員着席)

○議長(桑原) この際、大江議員に申し上げます。ただいまの同意第2号について原案のとおり同意することに決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、承認第1号、専決処分した事件の承認について、海田町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年3月31日に地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため、同日付けで専決処分をさせていただきます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 税務課長。

○税務課長(杉本) それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書4ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、町議会に報告し、承認を求めるものです。専決処分の内容については、議案書5ページの専決処分書のとおりで、専決処分年月日は令和7年3月31日です。改正の主な内容については、資料1の海田町税条例の一部を改正する条例の概要で説明をさせていただきますが、資料2として、海田町税条例新旧対照表を併せて提出しております。資料1の条例の概要をお願いします。1の要旨でございますが、今回の改正は、令和7年度の税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものです。それでは、改正内容について御説明いたします。2の固定資産税関係の改正について、まず、(1)として、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告の手續について見直しを行った上で、適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長するものでございます。次に、(2)として、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置について、課税標準の特例措

置を廃止する法律改正がされたことに伴い、条例の規定を削除するものでございます。次に、ページ右側の3の軽自動車税種別割の改正につきましては、軽自動車税種別割の車両区分について、総排気量125cc以下で最高出力を50cc原付相当である4キロワット以下に制御した原付バイクについて、種別割の税率を、50cc原付と同額である2,000円とするものでございます。次に、4のその他でございますが、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴う規定の整備及び字句の整理を行っております。最後に、5の施行期日でございますが、令和7年4月1日でございます。なお、資料の下部分につきましては、参考として、2輪の原動機付自転車の税額について、現行の税額と改正後の税額を掲載しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。2点ほど、分かる範囲でいいですから、答えていただければと。まず1点目、125を50cc扱いになった。これ、報道等でなったのは聞いておるんですが、その経緯が分かれば教えていただきたい。もう1点は、125ccは、これも、道交法上125を125の扱いになるんかどうか。馬力が少なくても。税法上は原付扱いだけでも道交法は別の扱いなんか、この2点について、分かる範囲でいいですから答弁してください。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（杉本）まず1点目の125ccになった経緯でございますけれども、50ccの原付バイクについて、本年11月からの新たな排ガス規制をクリアすることが困難であること等によりまして今後の生産販売の継続が困難になるとの見込みがあり、125cc以下クラスのバイクの最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクで対応するという事になったものとされております。

○議長（桑原）道路法か何か。

○税務課長（杉本）道路交通法の関係につきましては、50ccの扱いになりまして、同じでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。2番目の固定資産税の関係なんですけれども、2番目の2の（2）の平成30年の豪雨災害での固定資産税の措置なんですけど、これで、この措置を受けておられた方が、おられたら何人おられて、もう今はもう受けておられな

いのか、ちょっとその辺のところをお願いいたします。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（杉本） 平成 30 年 7 月号の特例につきましては、令和元年度で 19 件ございまして、6 年度につきましては 13 件ございました。

○議長（桑原） ほかにございますか。岡田議員。

○1 2 番（岡田） 12 番、岡田です。今現在いうんかはおられないということでしょうかね。

○議長（桑原） 町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） 先ほど課長が答弁させていただいた 6 年度においては、13 件ございました。

（「いやいや、今はどうかっていう」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽） はい。この条例案が通った時点でこれが適用されなくなるということで、6 年度までは 13 件で、もしこれが可決成立しますと、ゼロということがございます。

○議長（桑原） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。承認第 1 号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、承認第 1 号は原案のとおりこれを承認することに決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第 12、第 30 号議案、財産の取得について、教職員用パソコンを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第 30 号議案、財産の取得について。教職員用パソコンを更新するため売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） 説明に入ります前に、今回、本議案に関し、当初お配りした議案書に誤りがあったため、訂正をさせていただいたところでございます。大変御迷惑をおかけいたしました。今後は、より確実な事務処理の徹底に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書7ページをお願いいたします。第30号議案、財産の取得についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、町議会の議決を求めるものでございます。品名は、教職員用パソコン、購入金額は、5,459万3,880円、受注者は株式会社ソルコム、納入期限は令和7年8月29日でございます。続きまして、資料3の入札状況をお願いいたします。この度は、町内業者3者を含む全11者を指名して入札を執行した結果、3者から応札があり、うち、予定価格以下でかつ最低の価格であった、株式会社ソルコムを落札者と決定いたしました。内容につきましては、担当課から御説明いたします。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（立田） 学校教育課から説明をさせていただきます。資料4をお願いいたします。小・中学校教職員用パソコンの購入について説明をいたします。まず、1、経緯についてですが、現在、町立小・中学校で教職員が校務で使用するパソコンが導入から5年を経過したため、更新するものでございます。次に、2、調達台数及びスペックについては、教職員パソコン250台を購入するもので、メーカー保証の5年間を含みます。また、パソコンの周辺機器として、モニターと画面転送装置をあわせて調達します。なお、3、配布台数及び4、納期については記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。和田議員。

○3番（和田） はい。ちょっと今までもしかしたら話されてることもあるかもしれないんですけども、この度リース、リースで返却するだけで、処分費がかかっていないのかどうか。あと、もし処分費がかかっているのであれば、それは中古で販売したりとかすることができたのじゃないかということで、ちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（新藤）はい。費用の中に処分費は含まれておりません。こちらの更新により、使わなくなったパソコンにつきましては、データを消去するためにハードディスクのほうを壊してから処分することにしておりますけども、まだ使える部品等につきましては、再資源化、リサイクルできる業者もありますので、廃棄についてはそちらの業者とできるように検討してまいります。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）はい。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、後原議員ほか15名から、発議第2号、まちづくり特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第1として審議をすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することと決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）それでは、追加日程第1、発議第2号、まちづくり特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論は省略をしたいと思います。

これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決めます。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されましたまちづくり特別委員会の委員として、議長は議会運営上、公平中立の立場から委員を辞任をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決めます。この際、ただいま設置されました、まちづくり特別委員会の委員の皆さんは、全員協議会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後1時28分 休憩

午後1時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、まちづくり特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告申し上げます。委員長に石橋議員、副委員長に玉川議員と決定いたしましたので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、後原議員ほか15名から、発議第3号、議会改革特別委員会の設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第2として審議することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第2、発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決めます。  
この際お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決めます。この際、設置されました議会改革特別委員会の委員の皆さんは、全員協議会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告をしてください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。委員長に白井議員、副委員長に和田議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) ただいま、後原議員ほか15名から、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関わるもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第3として審議することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第3として審議することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 追加日程第3、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。静かにしてください。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決めます。この際お諮りいたします。ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。この際、設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員の皆さんは、全員協議会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後1時47分 休憩

午後1時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告申し上げます。委員長に玉川議員、副委員長に西田議員と決定いたしましたので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) ただいま、後原議員ほか15名から、発議第5号、広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第4として審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第4として審議することと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 追加日程第4、発議第5号、広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略をいたします。

これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞退させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。ただいま設置されました広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員の皆さんは、全員協議会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。委員長に多田議員、副委員長に宗像議員と決定いたしましたので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際お諮りいたします。各常任委員会、議会運営委員会、議会広報広聴調査特別委員会の委員長から、発議第6号、閉会中の継続調査事件についての申出がございました。本案は、今後の委員会調査に関するもので、緊急を要する事件と認めこれを日程に追加をし、追加日程第5として直ちに議題とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) よって、追加日程第5、発議第6号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。総務建設委員会、宗像委員長。

○11番（宗像）11番、宗像です。閉会中の継続調査事件について提案理由の説明をいたします。議員各位には御存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。議会の閉会中においては、地方自治法第109条第8項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされています。本案は、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の閉会中の継続調査について、議会の閉会中も継続して行えることとして、別紙のとおり、それぞれの所管事務調査等を行い、議員の資質の向上を図り、複雑化、専門化する行政に対応するものでございます。以上で提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。発議第6号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。この際、町長より発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（竹野内）議員の皆さん、大変、本日はお疲れ様でございました。また、本臨時会にですね、提出してありました全ての議案につきまして、原案どおり御議決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。全国津々浦々、自治体、地方自治体でございますけども、それぞれに様々な課題を抱えてございます。本町も例外ではございません。引き続きですね、スピード感を持ってですね、町政運営をしっかりとしたいと考えてございますので、議員の皆様方の御理解、御協力をよろしく願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はお疲れ様でございました。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、本日の会議を閉じます。これにて、令和7年度第3回海田町議会

臨時会を閉会したいと思います。皆様、大変御苦勞様でした。

午後 2 時 0 7 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年6月 日

海田町議会議長

海田町議会臨時議長

海田町議会議員

海田町議会議員